

【仮称】

村上市まちづくり基本条例(素案)

解 説 書

平成26年12月18日

村上市市民憲章等審議会・村上市

村上市まちづくり基本条例【素案】

目次

| | |
|------------------|----|
| 前文 | 2 |
| 第1条 目的 | 3 |
| 第2条 用語の定義 | 4 |
| 第3条 まちづくりの基本原則 | 6 |
| 第4条 市民の役割 | 7 |
| 第5条 コミュニティの役割 | 8 |
| 第6条 地域まちづくり組織の役割 | 9 |
| 第7条 市の役割 | 10 |
| 第8条 まちづくり活動への支援 | 11 |
| 第9条 意見の尊重 | 12 |
| 第10条 情報の共有 | 13 |
| 第11条 人材の育成 | 14 |
| 第12条 交流の拡大 | 15 |
| 第13条 関係機関等との連携 | 16 |
| その他 | 17 |

(前文)

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるさとは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていく必要があります。

私たちは、村上市民憲章（平成25年12月18日制定）に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

【趣旨】

前文は、この条例の制定に関する趣旨と市のまちづくりに対する考え方について、わかりやすく規定しています。

【解説】

○前文は、条例制定の趣旨や目的について記載した文章で、本文と共に条例の一部を構成しています。

○前文の「私たち」とは、村上市民をいいます。

○「先人」とは、私たちの祖先をはじめ、ここに暮らし生きてきた人々をいいます。

○文中の「ふるさと」や「まち」は「村上市」を指しています。

○村上市民憲章（平成25年12月18日制定）は、村上市民共通の理念であるとともに、行動の指針です。市民が目指すまちの理想像は、「元気あふれるまち」としています。

※まちづくり…建物や道路などの社会基盤整備のほか、まちおこしや地域の元気づくり活動など、自分が住んでいるまちをより住みやすく安心できるまちとなるよう、より良い方向に進める取り組みを総称して「まちづくり」といいます。

(目的)

第1条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に実施することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の制定目的について規定しています。

【解説】

○この条例は、市民が暮らしやすいまちをつくるために、市民の参画と協働によるまちづくりが継続して行われるように、村上市のまちづくりに関し基本的な決まりを定める条例です。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的にかかわり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- (5) コミュニティ 地域の安心な暮らしと助け合いを目的とした組織で、町内や集落組織等をいう。
- (6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた地域のまちづくりを進める組織であって、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成23年3月28日条例第2号）に定めるものをいう。
- (7) 団体等 コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。

【趣旨】

本条は、条例の中で特に重要となる用語の定義について規定しています。

【解説】

(1) 「市民」

村上市に居住する方という方ばかりではなく、市内の学校に通学する方や市内で働く方も含めて市のまちづくりに関して協力又は参画していただく市民としています。

○市内に通学している方や勤務する方については、学校や会社等において清掃活動、ボランティア活動、各地域の行事などに参加されている方もいます。このようなことから、まちづくりを行う上では「市民」とすることとしています。

(2) 「市」

市の範囲は、市長と市の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を含む）をいいます。

(3) 「参画」

まちづくりの事業に参加するだけでなく、事業の立案や企画などにおいて意見を出し合い、積極的に地域活動に参加していくことをいいます。

(4) 「協働」

市民、市、まちづくりに取り組む団体などがお互いの役割と存在を尊重し、互いにそれぞれの役割

を担いながら、目標達成のために協力し合うことをいいます。

(5)「コミュニティ」

町内会や集落組織などの自治会をいいます。また、複数の自治会で構成された組織などもコミュニティとしています。

(6)「地域まちづくり組織」

村上地域まちづくり協議会やあらかわ地区まちづくり協議会など、現在、市内に17ある地域まちづくり組織をいいます。

(7)「団体等」

コミュニティ、地域まちづくり組織及びスポーツ、文化・芸術活動、奉仕活動などを通して公益の増進を目的としている市民で構成されている団体をいいます。

(まちづくりの基本原則)

第3条 村上市のまちづくりは、次に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 市民が自主的にまちづくりに参画できること。
- (2) まちづくりに関する課題の解決には、協働して取り組むこと。
- (3) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

【趣旨】

村上市のまちづくりに携わり、参画するすべてのものが守らなければならない基本的な規定を定めています。

【解説】

- (1) 市民の誰もが自主的にまちづくりに参加できることをいいます。ここでいう「参画できる」とは、いかなる場合でも参画を保証するという意味ではなく、市民が等しくその機会を得ることができるという意味です。
- (2) 知恵や工夫を出し合いながら協働してまちづくりを進めていくことをいい、地域が抱える問題の解決を目指していくことをいいます。
- (3) より良いまちづくりを目指すためには、お互いの個性を認め合い※、信頼関係を築くことが必要です。また、対等に意見を交わすためには、その発言や行動に対して責任を持つことが求められます。

※「個性を認め合う」とは、個人だけではなく、団体間又は地域間の考え方や特徴などをお互いに認めあうことをいいます。

(市民の役割)

第4条 市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、市民の役割について規定しています。

【解説】

○市民の役割は、誰もがまちづくりの担い手であることを認識し、進んでまちづくり活動に参画していくことです。

(コミュニティの役割)

第5条 コミュニティは、市民にとって身近なまちづくりの場として、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、コミュニティの役割を規定しています。

【解説】

○コミュニティは、市民にとって最も身近なまちづくり活動を行う基本的な組織です。その活動は、市民がまちづくりへ参画する第一歩となる場合が多いといえます。コミュニティが取り組んでいる問題も市民生活に密着したものが多く、市民が最も参画しやすいまちづくりの場となっています。

(地域まちづくり組織の役割)

第6条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と課題の解決に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、地域まちづくり組織の役割を規定しています。

【解説】

○地域まちづくり組織は、市民やコミュニティと協力し、より広範囲な地域の問題解決や元気づくりに取り組んでいます。

○地域まちづくり組織では、各地の伝統行事や地域資源を活かした活性化に取り組むところもあり、伝統行事の保存や自然環境の保全などについても、町内や集落組織と協力しながら事業を進めています。

(市の役割)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

【趣旨】

まちづくりに関し、市の役割について規定しています。

【解説】

○「体制の整備」とは、市民と協働しやすいよう組織をつくり、施策や事業を計画したり、実行したりしていく体制を整えることをいいます。

○まちづくり活動における市民参画の拡大に向け、先進的な事例などを調査したり参考としたりしながら、有効な市民の参画方法や支援の方法を取り入れていくことをいいます。

○市民参画や支援の手法の一例としては、次のようなものがあります。

※すべて村上市が導入しているものではありません。

- ・ 市政提案制度
- ・ パブリックコメント（市民意見公募制度）
- ・ 審議会等の公募委員の募集
- ・ 市政懇談会
- ・ 公聴会
- ・ イベントに関する実行委員会
- ・ 市民アンケート
- ・ ソーシャルネットワークサービスを利用した意見聴取（ツイッターなど）
- ・ 行政出前講座などへの職員の派遣

○今後、IT分野※などの普及や進化により、参画のスタイルや手段も変化していく可能性があります。市民が参画しやすい環境を求めて、時代にマッチする柔軟性と公平性が必要です。

(まちづくり活動への支援)

第8条 市は、団体等の自主性を尊重するとともに、まちづくりのために有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

【趣旨】

市は、コミュニティ、地域まちづくり組織などの団体等が行っている優れたまちづくり活動に対して支援をすることについて規定しています。

【解説】

- 「支援」の内容としては、財政的支援や人的支援のほか、助言や事業の共催、後援、広報の協力などが考えられます。しかし、いずれの場合も支援の範囲や規模に限りがあります。町内や集落、団体への補助金や地域まちづくり組織への交付金などは財政的支援の一つであり、行政出前講座などは人的支援の一つといえます。なお、補助金などについては、要綱により支出の範囲などが決められています。
- 「自主性の尊重」とは、支援などを理由に市が団体等の自主的な活動や主体性を削ぐことのないようにするという考えによるものです。しかし、補助金など支援の内容によっては、その用途などについて一定の制限があります。「自主性の尊重」とは、すべての制約を受けないことをいうものではありません。

(意見の尊重)

第9条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとする。

【趣旨】

まちづくりに協働して取り組む市民や団体等の意見に対し、市の考え方について規定しています。

【解説】

○積極的にまちづくり活動に参加する市民やコミュニティ、地域まちづくり組織、NPOやスポーツ・文化団体など、市と協働してまちづくりに取り組む団体などの意見には、地域の活性化や市民参画の推進に関するアイデアが込められています。市は、こうした意見を尊重し、優れたものを市政に反映していくことがとても大切です。

(情報の共有)

第10条 市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする。

2 市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

まちづくりに関する情報の発信と共有について規定しています。

【解説】

○市は、まちづくりについての情報を積極的に発信し、多くの市民にその活動への参加を呼びかけ、まちづくりや地域活性化への理解を広げていくことが必要です。

○市が市民や団体等との信頼関係を築く上で情報を共有し合うことはとても重要なことです。しかし、その提供や公開にあたっては、個人情報の保護や法人等の利益保護に関し、十分配慮しなければなりません。

○市の情報の取り扱いについては、「村上市個人情報保護条例（平成20年4月1日条例第21号）」に基づき、個人情報に関する資産及び権利に配慮しなければなりません。

(人材の育成)

第11条 市及び団体等は、市民がまちづくりに参画できる機会をつくとともに、まちづくりの担い手を育成することに努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりが継続して推進されるために、人材の育成について規定しています。

【解説】

○人材の育成は、継続的なまちづくりをしていく上でなくてはならない課題です。まちづくりに参画する機会を増やすことは、多くの人材を発見することにつながります。また、活動を通じリーダーとなる担い手を育成していくことも重要です。

(交流の拡大)

第12条 市及び団体等は、まちづくりを効果的に進めるため、それぞれ交流の拡大に努めるものとする。

【趣旨】

他の地域や団体間の交流を広げることによるまちづくりの活性化について規定しています。

【解説】

- 「交流の拡大」とは、市や団体等がそれぞれの方法や範囲で人々の交流を広げていくことをいいます。異なる団体間で協力しながら事業を行うことや他の地域の人々と意見交換をすること、事業の参加者を地域外に広げることなども人々の交流を広げることにつながります。
- 「交流の拡大」によって、その地域特有の地域の宝※に気づくことがあります。また、他の地域の人々の活動の中から先進的なまちづくりの手法を発見することがあります。そうした「気づき」や「発見」は、多くの交流活動の中から生まれ、新たなまちづくり活動につながる可能性があります。

※地域の宝…その地域にある固有の自然、風景、町並み、文化、風習、建物、人物など、有形、無形を問わず、珍しいものや他の地域に自慢できるもの、地域にとって宝物のように大切なものをいいます。

(関係機関等との連携)

第13条 市は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

【趣旨】

市と国、他の自治体、関係機関などとの連携について規定しています。

【解説】

○市がまちづくりを進めるうえで、国や県をはじめ関係機関などと連携し、共通した課題を解決していくことをいいます。また、そうすることによりお互いの理解を深めることにもつながります。例えば、隣接する市町村が道路建設に向けて努力したり、その地方で生産される特産物を同一ブランドとして販売したりすることなどは、連携や相互協力のひとつです。

【その他の解説】

この条例は、この条例素案には、「市議会」に関する規定がありません。これは、「市議会」の独立性と行政の監視という二元代表制の上での重い役割を尊重したことによるものです。

また、市による規則制定に関する条項（委任条項）についても規定がありません。これは、規則制定による市の裁量を制限し、条例に不具合が生じたときは常に改正等の是非を議会に諮ることで、市民に公開して論議を行うという意図があります。市民と市議会を尊重しながら確かなまちづくりを進めていくという思いが込めてあります。